

都市緑地法施行規則（緑地協定部分抜粋）

（緑地協定の公告）

第十二条 法第四十六条第一項（法第四十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、市町村長の定める方法で行うものとする。

- 一 緑地協定の名称
- 二 緑地協定区域
- 三 緑地協定区域隣接地が定められたときは、その区域
- 四 緑地協定の縦覧場所

（平六建令三〇・平七建令二一・一部改正、平一六国交令九九・旧第六条繰下・一部改正）

（緑地協定に定める事項の基準）

第十三条 法第四十七条第一項第三号の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 緑地協定区域は、その境界が明確に定められていなければならない。
- 二 保全又は植栽する樹木等の種類は、緑地協定区域内の土地の風土に適しており、かつ、当該樹木等の保全又は植栽によつて地域の住民等に危害を及ぼすおそれのないものでなければならない。
- 三 樹木等を保全又は植栽する場所は、中庭等専ら特定の者の鑑賞等の用に供する場所であつてはならない。
- 四 保全又は設置する垣又はさくの構造は、当該緑地協定区域内の土地等の相互間の開放性を著しく妨げるものであつてはならない。ただし、生け垣にあつては、この限りでない。
- 五 保全又は植栽する樹木等の管理に関する事項は、枝打ち、整枝、病虫害の防除その他これらに類する事項で、樹木等の保全に関連して必要とされるものでなければならない。
- 六 その他緑地の保全又は緑化に関する事項は、修景施設に関する事項（工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第四条第一項の製造業等に係る工場又は事業場にあつては、植栽及び芝生の規模及び配置に関する事項を除く。）、照明施設に関する事項その他これらに類する事項で、緑地協定区域内の環境の改善に寄与するものでなければならない。
- 七 緑地協定の有効期間は、五年以上三十年未満でなければならない。
- 八 緑地協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものであつてはならない。

（平六建令三〇・平七建令二一・平一二建令四一・一部改正、平一六国交令九九・旧第七条繰下・一部改正）

（緑地協定区域隣接地の基準）

第十四条 法第四十七条第一項第四号の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 緑地協定区域隣接地の区域は、その境界が明確に定められていなければならない。
- 二 緑地協定区域隣接地の区域は、緑地協定区域との一体性を有する土地の区域でなければならない。

(平六建令三〇・追加、平七建令二一・平一二建令四一・一部改正、平一六国交令九九・旧第八条繰下・一部改正)

(緑地協定の認可等の公告)

第十五条 第十二条の規定は、法第四十七条第二項（法第四十八条第二項、第四十九条第四項、第五十一条第四項又は第五十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告について準用する。

(平六建令三〇・旧第八条繰下・一部改正、平七建令二一・一部改正、平一六国交令九九・旧第九条繰下・一部改正)